

## 2006 日仏景観会議『柳川会議』実行委員会会則

### (設置)

第1条 2006 日仏景観会議『柳川会議』を実施するため、2006 日仏景観会議『柳川会議』実行委員会(以下本会という)を設置する。

### (目的)

第2条 本会は、2006 日仏景観会議を柳川市で開催するにあたり、次の事項を審議する。

- (1)会議開催の企画立案に関する事
- (2)会議の誘致、宣伝、広報に関する事
- (3)会議開催に付帯する必要な事項

### (組織構成)

第3条 本会は、別表1に掲げる理事で構成する。

### (役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)理事 若干名
- (4)監事 2名

2 会長は、柳川市観光協会長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、理事の互選により選任する。

### (役員の仕事)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、会議を構成し、会務を執行する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

### (顧問)

第6条 本会に、顧問若干名を置く。

2 顧問は、柳川市長及び柳川商工会議所会頭をもって充てる。

3 顧問は、本会の諮問に応じ、意見を述べる事ができる。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2006 日仏景観会議『柳川会議』に関する一切の業務が完了するまでとする。

( 会 議 )

第 8 条 本会の会議は、役員会とする。

2 役員会は、会長が招集し、議長を務める。

3 役員会は、役員で構成し、次の事項を決定する。

(1)第 2 条に関する事項を審議し議決する事

(2)収支予算及び収支決算に関する事

(3)本会の事業開催に必要な事項

4 理事の出席については、構成団体からの代理出席を認める。ただし、会長及び副会長並びに監事としての代理は認められないものとする。

( 運営委員会 )

第 9 条 本会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員は、別表 2 に掲げる構成団体の職にあるものをもって構成する。

3 運営委員会の開催及び運営は、会長が行う。

4 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。

(1)実行委員会より委任された事項

(2)その他会長が必要と認めた事項並びに業務遂行に必要な事項

( 事務局 )

第 10 条 本会の事務を処理するために、事務局を設置し、事務局長を置く。

2 事務局は、柳川商工会議所内に置く。

3 事務局は、会長の命を受け、会議資料作成及び連絡業務、会計業務並びにその周辺業務を行なう。

( 必要事項 )

第 11 条 この会則に定めるもののほか、本会運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 18 年 5 月 30 日から施行する。